

長崎県告示第 619 号

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 64 条第 8 項の規定において準用する同条第 6 項の規定に基づき、令和 6 年 5 月 31 日付け長崎県告示第 328 号により公示した対馬海区漁場計画の一部を変更したので、漁業法施行規則(令和 2 年農林水産省令第 47 号)第 24 条各号に掲げる事項、漁業の免許予定日及びその申請期間を次のとおり公示する。

令和 7 年 12 月 26 日

長崎県知事 大石 賢吾

第 1 対馬海区漁場計画の変更の内容

1 漁業権に関する事項

| | |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 漁場計画番号 | 別表のとおり |
| (2) 漁場の位置 | 別表のとおり |
| (3) 漁場の区域 | 別表のとおり ただし、河川と海面における漁場との境界については、特に定めのないものは、海面から第 1 番目の橋梁(令和 5 年 3 月 31 日付け長崎県告示第 259 号による告示後に新設された橋梁は含まない。)の下流端とする。 |
| (4) 漁業種類及び漁業の名称 | 別表のとおり |
| (5) 漁業時期 | 別表のとおり |
| (6) 存続期間 | 別表のとおり |
| (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 別表のとおり |
| (8) 関係地区 | 別表のとおり |
| (9) 条件 | 別表のとおり |

2 保全沿岸漁場に関する事項

該当なし

第 2 漁業法施行規則第 24 条各号に掲げる事項

1 対馬海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

対馬海区漁場計画の変更(案)について、変更して差し支えないとの意見であったため、対馬海区漁場計画の一部を変更することとした。

2 漁場の図面 別添のとおり

第 3 変更後の対馬海区漁場計画の対区計第 4506 号に係る免許予定日及び申請期間

1 漁業の免許予定日

令和 8 年 4 月 1 日

2 申請期間

令和 7 年 12 月 26 日から令和 8 年 2 月 6 日まで

第 4 その他

1 この公示の別表及び別添は、長崎県水産部漁業振興課ホームページで公開する。

[ホームページアドレス]

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/suisangho/gyogyo-tyosei/>